

令和6年度  
潜在人材掘り起こし推進事業委託業務  
落札者決定基準（案）

令和6年2月27日  
北海道経済部労働政策局雇用労政課

## 1 落札者決定基準の位置付け

この落札者決定基準は、北海道が実施する令和6年度潜在人材掘り起こし推進事業委託業務（以下「業務」という。）の総合評価一般競争入札に係る申込みをした者のうち、価格その他の条件が最も有利なものを決定するための基準を示すものである。

## 2 総合評価による落札者の決定方法

入札書に記載された業務の入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、入札価格に係る評価点（以下「価格評価点」という。）と入札価格以外の要素に係る評価点（以下「技術評価点」という。）を合計して得た数値が最も高い入札者（以下「最も有利な入札者」という。）を落札者とする。

この場合において、最も有利な入札者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

## 3 価格評価点

価格評価点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じた値に、価格評価点の配分得点を乗じて得た数値（小数点第3位を四捨五入して、小数点第2位止めとする。）とする。

$$\text{価格評価点} = \left( 1 - \frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}} \right) \times \text{価格評価点の配分得点}$$

## 4 技術評価点

技術評価点は、「令和6年度潜在人材掘り起こし推進事業委託業務評価項目、評価基準及び配点」（以下「評価基準」という。）に基づき、評価基準に記載する評価項目毎に評価を行い、各評価項目の得点を合計して得た数値とする。

## 5 審査方法

### (1) 共通事項

ア 全ての企画提案書を審査し、最も有利な入札者を決定する。

ただし、企画提案に対する各委員による平均審査点（道施策との適合性（「北海道働き方改革推進企業認定制度」「障がい者雇用」及び「パートナーシップ構築宣言」）に関する事項）に対する審査点を除く）が最低合格点に達しない場合は不採用とする。

イ 提出された企画提案書には、提出された順番に記号を付し、全ての審査が終了するまで事業者は匿名とする。

ウ 審査委員は、下記7「令和6年度潜在人材掘り起こし推進事業委託業務評価項目、評価基準及び配点」を基に提案内容を審査する。

### (2) 企画提案者が5者を超えた場合

#### ア 1次審査

審査委員による書類審査を行い、最低合格点以上の企画提案の中から5者を選定する。

(ア) 審査委員は、企画提案書を基に書類選考を行い、審査委員ごとに順位を決定し、「企画提案審査調書」を事務局に提出する。

(イ) 事務局は、「企画提案審査調書」を集計し、上位5者（以下「1次審査通過者」という。）を審査委員に報告する。

#### イ 2次審査

1次審査通過者に対して、審査委員によるヒアリング選考を行い、採用候補案を選定する。

(ア) 審査委員は、企画提案書を基に個別のヒアリングを行い、企画提案者の能力や適性、企画内容等の提案内容について総合的に審査する。

なお、ヒアリングに欠席した事業者は2次審査から除外する。

審査委員は、ヒアリングに基づき「企画提案審査調書」において、採点（審査）を行い、事務局は「審査員集計表」によりこれを集計し、審査委員に報告する。審査委員は、これらの審査資料に基づき、最も有利な入札者を決定する。

### (3) 企画提案者が5者以下の場合

上記(2)イ(ア)・(イ)の手順で審査を行う。

### (4) 企画提案者が1者の場合

審査委員は、企画提案内容が本委託業務を適切かつ効果的に実施することが見込まれるものと認められる場合に最も有利な入札者として決定する。

## 6 価格評価点と技術評価点の配分得点

価格評価点と技術評価点の配分得点は次のとおりとする。

なお、価格評価点と技術評価点の得点の配分については、要求する技術等の要素により当該業務の成果が大きく影響されることから、技術評価点に重点を置いた総合評価を行うこととし、その配分割合は、価格評価点：技術評価点 = 1：4とする。

区分価格評価点の配分得点技術評価点の配分得点

区分	価格評価点の配分得点	技術評価点の配分得点	合計
配点	40点	160点	200点